

非常勤職員の通勤費相当額の支給に関する要綱

(昭和60年3月23日区長決定)

(平成2年3月15日一部改正)

(平成6年3月28日一部改正)

(平成10年1月30日一部改正)

(平成22年3月9日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」(昭和31年板橋区条例第25号)及び「非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則」(昭和54年板橋区規則第7号。以下「規則」という。)に基づき、非常勤職員の通勤費相当額の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 非常勤職員に支給する報酬のうち、当該職員の識見及び勤務態様等を基準として算定されたものを「基本報酬」といい、その額は規則別表に定める。
- (2) 非常勤職員に支給する報酬のうち、当該職員の通勤等の実績を勘案し、職員の給与に関する条例(昭和35年板橋区条例第10号)第12条の例により算定したものを「付加報酬」といい、通勤費相当分として支給する。

(支給対象者)

第3条 付加報酬は、要勤務日を月単位で定めている場合は月14日以上又は週単位で定めている場合は週に26時間以上の勤務を通常の勤務態様とする非常勤職員のうち、次の各号の一に該当する者に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする非常勤職員
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、舟艇及び自動車(以下「自転車等」という。自動車は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。)を使用することを常例とする非常勤職員
- (3) 通勤のため交通機関等を使用して、その運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする非常勤職員

(1月当たりの算出方法)

第4条 付加報酬の月額は、次の各号による総額(その額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 交通機関等を利用する区間については、定期乗車券、回数乗車券又はICカードの組み合わせによって算出された額を比較し、最も低廉となる額を支給する。
- (2) 前号の計算の基礎となる勤務日数は、支給対象となる非常勤職員の月ごとの要勤務日数とする。

ただし、要勤務日を週単位で定められている非常勤職員においては、一週間当たりの所要額に52週を乗じ、12月で除して算出する。

(3) 自転車等を使用する非常勤職員の付加報酬は、自転車などの使用距離が片道2キロメートル以上である非常勤職員に対して支給することとし、その額は2600円とする。

(月の中途での採用又は退職)

第5条 月の中途で採用又は退職した場合の非常勤職員の当該月に係る付加報酬は、次の各号による総額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 交通機関等を利用する非常勤職員にあっては、当該月の普通乗車券等による実際に要した費用と第4条第1号及び第2号に定める方法により算出した額とを比較して最も低廉となる額

(2) 自転車等を使用し第4条第3号により付加報酬の支給対象となる非常勤職員にあっては、当該月の勤務日数により算出された額

(支給の始期及び終期)

第6条 付加報酬の支給は、非常勤職員が新たに第3条に掲げる非常勤職員たる要件を具備するに至った場合においては、その要件を欠くに至った日の属する月の翌月をもって終わる。

2 付加報酬は、これを受けている非常勤職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌々月（その日が月の初日であるときは、その日の属する翌月）から支給額を改定する。

(支給日)

第7条 付加報酬の支給日は、基礎報酬の例による。

(準用規定)

第7条 付加報酬の支給に関し、本要綱の定めるもののほか必要な事項は、職員の給与に関する条例、職員の通勤手当に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第12号）及び通勤手当支給規程（昭和44年板橋区訓令甲第21号）の規定を準用するものとする。この場合に「職員」とあるのは「非常勤職員」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。